

佐賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム実施計画

令和5年3月9日

佐賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

〈目次〉

1	実施計画策定の趣旨	1
2	実施計画の期間及び進捗管理	1
3	支援対象者	2
	（1）不安定な就労状態にある方	2
	（2）就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	2
	（3）社会参加に向けた支援を必要とする方	2
4	現状と課題	2
	（1）不安定な就労状態にある方	2
	（2）就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	3
	（3）社会参加に向けた支援を必要とする方	3
5	目標及びKPI	4
	（1）不安定な就労状態にある方	4
	（2）就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	4
	（3）社会参加に向けた支援を必要とする方	4
6	具体的取組事項	5
	（1）不安定な就労状態にある方	5
	（2）就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	5
	（3）社会参加に向けた支援を必要とする方	6
	（4）全支援対象者共通の取組	6
7	市町プラットフォームとの連携	7

1. 実施計画策定の趣旨

いわゆる就職氷河期世代（概ね平成5年～平成16年に学校卒業期を迎えた世代を指す。以下同じ。）は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にある、社会参加に向けて支援を必要とする状態にあるなど様々な課題に直面している方がいる。

このように、就職氷河期世代への支援は喫緊の課題であることから、令和元年6月21日に閣議決定された「骨太の方針2019」では、「就職氷河期世代支援プログラム」として、同世代の活躍の場を更に広げるための3年間の集中的な取組が明記された。さらに「骨太の方針2022」において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間の「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められ、この方針に向けた施策の具体化を図るため、令和4年12月27日に「就職氷河期世代支援の推進に関する新行動計画2023」が策定された。

本県においても、県内の関係機関（経済団体、労働団体、支援機関、行政）を構成員とする「佐賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「佐賀県PF」という。）を令和2年5月28日に設置したところであり、令和4年度までの「第一ステージ」に引き続き令和5年度からの「第二ステージ」においても官民一体となって県内の就職氷河期世代の支援に取り組む機運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括し、地域における取組を推進していくため、事業実施計画を策定することとする。

2. 実施計画の期間及び進捗管理

実施計画の期間は、「第一ステージ」については令和2年10月26日から令和5年3月31日までとし、「第二ステージ」については令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

実施計画の着実かつ効果的な推進を図るため、個々の取組や進捗状況を佐賀県PF事務局にて把握するとともに、取組の進捗を踏まえた今後の施策展開の方向性等を協議するため、佐賀県PF設置要領に基づき毎年度会議を開催する。

なお、実施計画の進捗状況や雇用情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこともあり得る。

3. 支援対象者

実施計画においては、次の（１）～（３）に掲げる方々を支援対象者とする。

支援に当たっては、就労を希望される方には正社員化及び正社員就職の実現を目指すものであるが、（１）～（３）の類型は明確に区分できない場合も想定され、その状態も時とともに変化していくものであることから、当事者とその家族を中心とした柔軟な支援を行うためには、関係機関が連携して、多様で複合的な課題やニーズに対応する必要がある。

（１）不安定な就労状態にある方

- ・正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者等

（２）就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

- ・統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者等

（３）社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方等）

- ・ひきこもりの状態にある方、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者等、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者

4. 現状と課題（※）

（１）不安定な就労状態にある方

佐賀県における「不安定な就労状態にある方」（35歳～44歳）は4,400人（人口比4.3%）とされており（※）、全国平均（人口比3.1%）を大きく上回っている状況にある。

（※）総務省「就業構造基本統計調査（平成29年）」（本調査は5年ごとに実施）において、現在非正規雇用で働いており、かつ、現在の雇用形態に就いている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した35～44歳の者。

これまで、労働局と県の包括的連携協定に基づく相談支援や公的職業訓練の提供、事業主向け助成金等により、不安定な就労状態にある方も含めた県内の求職者の方の就職支援や不本意非正規雇用労働者の正社員転換を推進してきたところであるが、今後もこうした枠組みを活用し、支援対象者の正社員就職実現に向けた支援を一層充実・強化していく必要がある。

支援に当たっては、個々の支援対象者の置かれた状況に応じたきめ細かな支援を行いつつ、マッチングの場の積極的な提供、求人企業の確保、支援対象者の職歴だけでは判断できない適性や能力等を求人企業に伝える工夫等が必要である。

(2) 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

佐賀県における「長期にわたり無業の状態にある方」（35歳～44歳）は2,009人（人口比2.0%）とされており、全国平均（人口比2.3%）を下回っている状況にある。

（※）JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」において、無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない回答した35～44歳の者。就業構造基本統計調査の公表値ではないため、JILPTが特別集計したデータを利用。

これまで、国と県との連携により展開している「地域若者サポートステーション」において、一定期間無業状態にある15歳～49歳までの方の職業的自立に向けた支援を実施しており、特に関係機関と連携し、支援対象者のご家族の方を含めた丁寧なアウトリーチ支援を提供している。

今後は、これまでの取組で得られたノウハウを活かしつつ、就職氷河期世代全体をカバーできるように支援対象者の対象年齢の拡充を図ることが必要である。加えて、潜在的な支援対象者へも支援を届けられるようにするため、支援対象者の把握や働きかけのための機能を強化していく必要があり、地域若者サポートステーションと関係機関が重層的な支援ネットワークを構築しアウトリーチを活用した多面的なアプローチを進めていくことが必要である。

(3) 社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方等）

佐賀県における15歳以上の「ひきこもりの方」は、839人とされており、出現率（県の15歳以上の人口に占める該当者数の割合）は0.09%とされている。

（※）佐賀県が実施した民生委員・児童委員に対する「引きこもり状態にある方の実態等に係る調査（平成29年）」の結果を元に、委員全員から回答があったと仮定した場合の推計値。

ひきこもりの方の社会復帰を支援している佐賀県ひきこもり地域支援センターでは、令和元年度において、延べ4,454件の相談に応じており、アウトリーチによる相談者実数は290人に上っている。

また、ひきこもり支援に携わる人材の育成、関係機関のネットワークの構築にも取り組んでいる。

県内各地の市町でも自立相談支援機関等で相談に応じているが、その対応や支援の仕方に課題を抱えている市町も多く、また、ひきこもりの方ごとに就労、就学、福祉的支援、医療機関での治療など必要な支援が複合的であるとともに、ニーズや状態が異なっており、様々な分野の支援機関が連携して支援していくことが重要となっている。

また、ひきこもりの方は、自らが相談窓口に出向くことが難しいケースが多く、ご家族からも相談がなされない場合があることから、ひきこもりに関する情

報をいち早く把握することができる市町等と関係機関が重層的な支援ネットワークを構築し、アウトリーチ支援のより一層の充実を図る必要がある。

5. 目標及びKPI

(1) 不安定な就労状態にある方

【目標】

正規雇用を希望していながら不安定な就労状態にある方について現状よりも良い処遇を目指すため、第二ステージにおいて正規雇用者数を1,600人増やすことを目指す。

(※) 不安定な就労状態にある方：佐賀県4,400人/全国541,700人 \div 0.8%

「骨太の方針2019」における全国目標300,000人 \times 0.8%=2,400人
2,400人/3年（第一ステージ） \times 2年（第二ステージ）=1,600人

【KPI】

(第二ステージ)

・ハローワークの職業紹介による正社員就職件数：1,600件

【参考】（第一ステージ）

・ハローワークの職業紹介による正社員就職件数：2,400件

(2) 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

【目標】

本人やご家族の希望に応じ、求職活動へ踏み出すための支援を行い、就労その他の職業的自立支援につなげることを目指す。

【KPI】

(第二ステージ)

・地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）の支援により就労や訓練その他の職業的自立につながった件数：66件

【参考】（第一ステージ）

・サポステの支援により就労や訓練その他の職業的自立につながった件数：100件

(3) 社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方等）

【目標】

本人やその家族の希望に応じ、市町における居場所の整備その他、対象者の状態に合わせた支援を行うための多様な取組を推進し、社会とのより太いつながりが生まれることを目指す。

【KPI】

(第二ステージ)

・ 自立支援機関の相談支援員等を対象とした研修会の受講者数（延べ数）：100人

【参考】（第一ステージ）

・ 自立相談支援機関におけるアウトリーチ支援員の配置：10市

6 具体的取組事項

(1) 不安定な就労状態にある方

- ① ハローワーク佐賀に「就職氷河期世代専門窓口」を設置し、支援対象者個々人の実情に応じ、専門担当者で構成するチーム支援を実施する。また、就職氷河期世代を対象とした求人の確保及び個々の支援対象者のニーズに応じた求人の開拓を実施する。【労働局】
- ② 県と労働局との包括的連携協定に基づき、県とハローワークの業務を一体的に実施する「ゆめタネ」（ヤングハローワークSAGA、ジョブカフェSAGA及びサポステの3施設総称の愛称）において、支援対象者個々人の実状に応じた就職準備から職場定着までの総合的な就職支援を実施する。【労働局・県・サポステ】
- ③ 離職者、求職者、在職者それぞれのニーズに対応し、安定就労に有効な職業能力等の習得を目指す公共職業訓練の実施等により、スキルアップや新たなキャリアへの挑戦を支援する。【労働局・県・高障求機構】
- ④ 支援対象者に対するマッチングイベント（企業説明会、就職面接会等）を開催する。【労働局・県】
- ⑤ 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース、成長分野人材確保・育成コース）、キャリアアップ助成金等の企業支援策周知に努め、その活用による就職氷河期世代の正社員就職及び正社員転換を促進する。【労働局】
- ⑥ 就職氷河期世代を対象とした求人募集、正社員化を含む処遇改善、職場体験や職場実習等の機会確保、職場定着支援などの受入体制整備、マッチングイベント等への取組について、業界団体や企業等への協力要請や働きかけを行うとともに、好事例の収集・提供など必要な支援を行う。【労働局・県・経済団体・労働団体】

(2) 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

- ① 専門相談員によるカウンセリング、セミナーの実施等により、支援対象者の職業意識やコミュニケーション能力の向上を図る。

また、サポステ支援対象者の把握・働きかけのため、福祉関係機関（生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、福祉事務所、ひきこもり支援センター等）へのアウトリーチ型支援（出張支援）を実施するとともに、サポステとハローワーク、ジョブカフェ等との連携により、支援対象者個々人の実状に応じたきめ細かな職業的自立支援につなげる。【労働局・県・市町・サポステ】

- ② 長期にわたり無業の状態にある方に係る職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援などの受入体制整備について、業界団体や企業等へ要請や働きかけを行うとともに、好事例等の収集・提供に努める。【労働局・県・市町・サポステ・経済団体】
- ③ 働き方改革やワークライフバランスの普及啓発等を通じ、多様な働き方（在宅勤務、フリーランス等）の推進を図る。【労働局・県】

（3）社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方等）

- ① 自立相談支援機関やひきこもり地域支援センター等でのひきこもり相談により、ひきこもり状態にある方の実態やニーズの把握に努める。【県・市町・社協】
- ② ひきこもり状態にある方やその家族が、お住まいの地域で容易に相談できる環境を整備するために、市町村での相談窓口を明確化した上で、広報等により住民への周知を図る。【県・市町・社協】
- ③ 自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センターのひきこもり家庭に対する訪問支援体制を強化する。【県・市】
- ④ 社会参加に向けた支援を必要とする方に係る職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援などの受入体制整備について、業界団体や企業等へ要請や働きかけを行うとともに、好事例等の収集・提供に努める。【労働局・県・市町・社協・経済団体】

（4）全支援対象者共通の取組

- ① 佐賀県PFの取組や活動等について、積極的に周知・啓発を行うことにより、社会全体で就職氷河期世代の活躍を支援する気運を醸成する。周知にあたっては、SNS、インターネット、イベント開催等、あらゆる手段を活用する。【全構成員】
- ② 就職氷河期世代支援のための好事例の収集に努め、効果的な活用について検討する。【全構成員】

7 市町プラットフォームとの連携

各市町プラットフォーム（以下「市町P F」という。）では、主に社会参加に向けた支援を必要とする方を対象にした支援に係る関係者間の情報共有や検討を行う。

佐賀県P Fは市町P Fと連携し、その機能を強化するため、構成機関や他の市町等とのつながり作りの支援を行う

また、市町P Fの設置プロセスや先進的な取組事例については、佐賀県P Fや他の市町P Fと共有を図る等、緊密に連携し効果的な支援の実施に繋げる。